

## 東京都環境影響評価条例（抜粋）

昭和 5 5 年 1 0 月 2 0 日  
東京都条例第 9 6 号  
改正 平成 7 年 3 月 1 6 日  
改正 平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日  
改正 平成 1 2 年 1 0 月 1 3 日  
改正 平成 1 4 年 7 月 3 日  
改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

### 第五章 審議会

#### （設置）

第 6 9 条 この条例によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、審議会を置く。

#### （組織）

第 7 0 条 審議会は、委員 4 0 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

#### （専門員）

第 7 1 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

#### （委員等の任期）

第 7 2 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
- 3 専門員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

#### （会長の選任等）

第 7 3 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第74条 審議会は、知事が招集する。

(運営事項の委任)

第75条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 東京都環境影響評価審議会規則

昭和 56 年 4 月 1 日  
東京都規則第 70 号  
改正 平成 11 年 3 月 10 日  
改正 平成 12 年 3 月 31 日  
改正 平成 14 年 12 月 6 日

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 75 条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第 2 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第 3 条 審議会は、所掌事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。  
4 部会は、部会長が招集する。  
5 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。  
6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

### (専門員の部会への所属)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、専門員を部会に所属させることができる。

### (庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則（昭和56年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成11年規則第37号）

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

附則（平成12年規則第200号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年規則第279号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

## 東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱

平成 12 年 2 月 23 日 会長決定

平成 28 年 1 月 22 日 改正

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都環境影響評価審議会規則（昭和 56 年東京都規則第 134 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (部会長の職務代理)

第 2 条 部会長に事故がある時は、当該部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (分科会)

第 3 条 部会は、所掌する事案に係る特定の事項を検討させるため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 部会が分科会を設置したときは、部会長は、その旨審議会に報告する。

3 分科会は、当該部会に属する委員、臨時委員及び専門員のうちから、部会長の指名する者をもって構成する。

4 分科会に座長を置き、座長は、当該分科会に属する委員のうちから、部会長が指名する。

5 分科会は、部会長が招集する。

6 分科会の座長は、部会から付託された事項の検討の経過及び結果を部会に報告する。

## (項目担当委員)

第 4 条 部会は、当該部会の審議に資するため、必要に応じ、特定の項目を調査検討させるための項目担当委員を置くことができる。

2 項目担当委員は、当該部会に属する委員、臨時委員及び専門員のうちから部会長が指名する。

3 各項目担当委員は、部会から付託された特定の項目について、項目ごとに調査検討の経過及び結果を部会に報告する。

## (会議)

第 5 条 審議会、部会及び分科会の会議は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「公開条例」という。）第 7 条に規定する非開示情報に係る案件を審議する場合にあっては、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書に基づく非公開は、会長、部会長又は座長が、それぞれ審議会、部会又は分科会に諮って決定する。

(審議会の会議の傍聴)

第6条 審議会、部会又は分科会の会議を傍聴しようとする者が会議場に入室するときには、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。

- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付する。
- 3 会長、部会長又は座長は、必要があると認めるときは会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。
- 4 会長、部会長又は座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。
- 5 会長、部会長又は座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退出させることができる。

(会議録等)

第7条 会長、部会長又は座長は、それぞれ審議会、部会又は分科会の会議ごとに、会議録を事務局に作成させるものとする。

- 2 前項の会議録は、公開とする。ただし、公開条例第7条の非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、審議会、部会及び分科会の会議に係る審議資料について準用する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。
- 2 公開条例施行以前に開催された審議会の会議録及び審議資料並びに部会及び分科会の会議録、会議要録及び審議資料については、東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年条例第109号）第9条第6号の規定に基づき非開示と決定したものは、開示しないこととする。

附則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。